

観光施設外国人向け予約サイト情報掲載

支援事業 よくある質問（Q & A）

<目次>

1. 事業の概要について

- Q1-1 どのような内容の事業ですか。
- Q1-2 どのようなサイトが支援の対象になりますか。
- Q1-3 仲介事業者とは何ですか。必ず利用しなければならないものですか。
- Q1-4 初期費用の支援とは、どのようなことですか。
- Q1-5 初回登録料や機器購入等の資金を用意できません。着手前に補助金を受け取ることは可能ですか。
- Q1-6 他の補助制度・支援制度と併用できますか。
- Q1-7 自社や自社のグループ会社などから物品を購入し、役務の提供を受け、業務を委託した場合に、それらに要する経費を補助対象とすることは可能ですか。
- Q1-8 日本語サイトへの掲載も支援対象になりますか。
- Q1-9 初期費用支援の補助金は課税対象になりますか。
- Q1-10 本事業を利用するにあたり、店舗（施設）の「Google Business Profile」への登録は必要ですか。
- Q1-11 仲介事業者を利用しない場合、掲載する海外予約サイトの要件はありますか。要件に合致しないサイトに掲載する場合も、支援を受けることができますか。
- Q1-12 自社サイトを新たに構築し（又は既にある自社サイトを改修し）、サイト上で新たに予約を受けられるようにしたいと思います。本事業の支援対象になりますか。

2. 支援対象施設について

- Q2-1 どのような施設が対象ですか。
- Q2-2 対象とならない施設はありますか。
- Q2-3 社団法人、財団法人、NPO 法人等も対象者ですか。
- Q2-4 東京の本社がまとめて県内の店舗・施設分の申請をすることはできますか。
- Q2-5 対象施設ではない「法人税法別表第一に規定する公共法人」とはどのような施設ですか。
- Q2-6 対象施設でない「宗教上の組織若しくは団体」ですが、寺院等に併設する飲食店（カフェなど）は対象ですか。
- Q2-7 県（又は市町村）から指定管理を受けていますが、支援対象になりますか。
- Q2-8 宿泊施設内のテナントは支援対象となりますか。
- Q2-9 近日中に閉店（営業を終了）する予定です。それまでに海外予約サイトへの掲載を行う場合も支援対象になりますか。
- Q2-10 なぜ宿泊施設は支援対象ではないのですか。
- Q2-11 県内に複数の店舗（施設）を展開している事業者ですが、支援の申込みは店舗（施設）ごとに行う必要がありますか。また、補助金の上限額は1施設20万円になり

ますか。

3. 仲介事業者の認定について

- Q3-1 仲介事業者として認定を受けると、どのようなことができますか。
- Q3-2 個人事業者でも認定の申請を行うことはできますか。
- Q3-3 日本国外の企業でも認定の申請を行うことはできますか。
- Q3-4 認定を受けるための基準などがありますか。
- Q3-5 観光施設外国人向け予約サイト情報掲載支援事業仲介事業者認定要領（以下、「要領」という。）第2第9号に掲げる「その他本事業の目的を達成するために必要な業務」とは、どのようなものですか。
- Q3-6 認定取消事由となる「認定仲介事業者が（要領）第1第2項各号に掲げる業務を適切に実施することが困難になったと認められるとき」（要領第5第2項第2号）とは、どのようなものですか。
- Q3-7 認定仲介事業者としての業務終了後にすべきことはありますか。

4. 初期費用支援（補助）について

- Q4-1 補助対象となる初期費用には、どのようなものがありますか。
- Q4-2 認定仲介事業者を利用しない場合にも、初期費用の補助を受けることはできますか。
- Q4-3 補助金の上限額は20万円（40万円の経費に対して）とのことですが、認定仲介事業者を利用するため、上限額を40万円（80万円の経費に対して）に引き上げてもらえませんか。
- Q4-4 既に支払い済みの経費があります。補助対象に含まれますか。
- Q4-5 補助対象となる「キャッシュレス決済」には、どのようなものがありますか。
- Q4-6 過去に「新しい生活様式推進機器購入等支援事業」、「やまなしグリーン・ゾーン認証取得促進機器購入等支援事業」、「やまなしインバウンド受入環境整備支援事業」を活用し、キャッシュレス決済を導入しました。今回機器・設備を更に拡充しようと考えていますが、補助対象となりますか。
- Q4-7 キャッシュレス決済端末のリース料は対象ですか。
- Q4-8 キャッシュレス決済機器を置くための台は対象になりますか。
- Q4-9 キャッシュレス決済機器のメーカーや型番等に指定・制限などがありますか。
- Q4-10 海外予約サイトへの掲載は行うつもりはありませんが、その場合にもキャッシュレス決済の補助を受けることはできますか。
- Q4-11 キャッシュレス決済機器・設備を設置しているスペースが、熱がこもるため、エアコンを設置したいと思います。対象になりますか。
- Q4-12 補助対象経費に消費税は含まれますか。含まれない場合、その理由は何ですか。
- Q4-13 初回登録（契約）時に、1年分の年会費の前払いを求められました。初期費用補助の対象になりますか。

5. 申請方法・提出書類・取組みの実施について

- Q5-1 申請から補助金交付（支払い）までの流れを教えてください。
- Q5-2 申請書はどこで手に入りますか。また、提出先はどこですか。
- Q5-3 申請期限はいつまでですか。
- Q5-4 早く申請した方がよいですか。
- Q5-5 申請から支払いまでどのくらいの期間かかりますか。
- Q5-6 （キャッシュレス決済機器・設備）配送費・取付費は対象ですか。
- Q5-7 （キャッシュレス決済機器・設備）フリーマーケットやオークションで購入した物品は対象ですか。
- Q5-8 インターネットでの取引も対象になりますか。
- Q5-9 海外の事業者と取引する場合も対象となりますか。
- Q5-10 機器・設備等をリースで整備する場合のリース料・レンタル料は対象ですか。
- Q5-11 月々の保守点検料、利用手数料、成約手数料などのランニングコストは対象ですか。
- Q5-12 令和5年12月28日に登録（契約）又は納品になり、支払いは令和6年1月12日に行いました。対象ですか。
- Q5-13 令和6年3月1日に登録（契約）又は納品になり、支払いは令和6年3月12日に行いました。対象ですか。
- Q5-14 領収書等は原本が必要ですか。
- Q5-15 手元にある領収書では消費税額が確認できませんが、有効ですか。
- Q5-16 クレジットカードで支払ったため、領収書やレシートがありませんが、どのようにすれば良いですか。
- Q5-17 領収書、レシート等を紛失してしまいましたが、申請できますか。
- Q5-18 営業許可証を紛失してしまいましたがどうすれば良いですか。
- Q5-19 クレジットカードで支払った場合、支払の確認はいつの時点ですか。
- Q5-20 クレジットカードで従業員が支払った場合、対象になりますか。
- Q5-21 カードのポイントや商品券で支払った場合、対象になりますか。
- Q5-22 請求書、領収書やレシートに一式としか記載されておらず内訳がわからない場合でも申請可能ですか。
- Q5-23 納品書、請求書、領収書とも、税込金額の記載しかありません。税抜価格をどのように計算すれば良いですか。
- Q5-24 複数の備品を購入しましたが、いずれも税抜価格の算定をすると割り切れなくなってしまう。小数点以下の端数はどのように処理すれば良いですか。
- Q5-25 代金に振込手数料（代引手数料）が含まれていました。対象経費をどのように算定すれば良いですか。
- Q5-26 補助対象としたキャッシュレス決済機器・設備等を廃棄し、又は譲渡したい場合、何か制限がありますか。
- Q5-27 実際にサイトや機器等を利用しているか、立入調査などはありますか。

1. 事業の概要について

Q1-1 どのような内容の事業ですか。

⇒ 飲食店や体験などの観光施設（以下、「観光施設等」という。）が、海外予約サイト（日本国外のインバウンド観光客が閲覧し、直接観光施設等の予約をすることができる予約サイト、OTAのサイト等をいう。以下同じ。）に店舗・施設の情報に掲載することにより、インバウンド観光客からの予約を受けるようにすることで、観光消費額の拡大につなげていくための事業となります。

Q1-2 どのようなサイトが支援の対象になりますか。

⇒ 海外のインバウンド観光客が閲覧する、直接観光施設等の予約をすることができる予約サイト、OTAのサイト等が対象になります。

しかし、サイトの中には、観光施設等事業者が直接販売する場合と比較して、著しく高額な販売価格を掲げているケースも見られることから、観光施設等事業者が直接海外予約サイト等に登録する場合には、対象となるサイトについて、「海外予約サイト等に掲載される販売価格が、観光施設等事業者が直接販売する際の価格と乖離していないこと」などの支援条件を設けております。

詳細につきましては、申請要領等をご確認ください。

Q1-3 仲介事業者とは何ですか。必ず利用しなければならないものですか。

⇒ 観光施設等事業者においては、自らの判断で観光施設等に最も適切なサイトを見つけ出し、適切な情報を取捨選択の上適時適切に掲載したり、海外予約サイトとの契約・登録の事務を行ったりといったことが必ずしも適切に実施できない場合も少なくないことにかんがみ、観光施設等事業者が仲介事業者を介して円滑に海外予約サイト等への掲載を行うことができようにしたものです。

仲介事業者の利用は任意であり、仲介事業者を介さず、直接海外予約サイト運営事業者に登録（契約）する際も支援対象となります。

Q1-4 初期費用の支援とは、どのようなことですか。

⇒ 観光施設等事業者が海外予約サイト等に掲載するに際しては、初期登録料等の名目で費用負担を求められる場合も少なくないことにかんがみ、このような負担を軽減することで海外予約サイト等への掲載を促進することを目的として、補助を行うものです。

Q1-5 初回登録料や機器購入等の資金を用意できません。着手前に補助金を受け取ることは可能ですか。

⇒ 初期費用支援の補助金については、既に支出した経費について交付申請（実績報告）していただくこととしております。したがって経費支出前に補助金の交付を受けることはできません。

Q1-6 他の補助制度・支援制度と併用できますか。

⇒ できません。

Q1-7 自社や自社のグループ会社などから物品を購入し、役務の提供を受け、業務を委託した場合に、それらに要する経費を補助対象とすることは可能ですか。

⇒ 以下それぞれの場合に応じ、各場合に定める限度で補助対象とします。

① 申請者自身（自社）からの調達

製造原価を補助対象経費とします。

② 100%同一の資本に属するグループ企業（完全子会社など）

取引価格が製造原価以内であれば、その取引価格を補助対象経費とします。

これにより難しい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合によって、利益相当額を算定の上控除します。

③ 申請者の関係会社

取引価格が、製造原価、販売費及び一般管理費の合計額以内であれば、取引価格を補助対象経費とします。

これにより難しい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合により、利益相当額を算定の上控除します。

Q1-8 日本語サイトへの掲載も支援対象になりますか。

⇒ 支援申込の際に、日本語サイトを選択した理由、及び当該日本語サイトから具体的にどのようにインバウンド観光客からの予約を獲得するのかを御説明いただき、本事業の趣旨と合致すると認められる場合には、支援対象とすることができます。

Q1-9 初期費用支援の補助金は課税対象になりますか。

⇒ 原則課税対象となります。詳しくは税務署へお問い合わせください。

Q1-10 本事業を利用するにあたり、店舗（施設）の「Google Business Profile」への登録は必要ですか。

⇒ 本事業により観光施設等の情報を海外予約サイトに掲載した場合、海外予約サイトの閲覧者はGoogle Mapを使用する傾向があることから、「Google Business Profile」に登録することが一層効果を引き出すことができます。まだ登録がお済みでない場合には、事務局等で登録の支援を受けることができますので、ぜひこの機会を御活用ください。

Q1-11 仲介事業者を利用しない場合、掲載する海外予約サイトの要件はありますか。要件に合致しないサイトに掲載する場合も、支援を受けることができますか。

⇒ 海外予約サイトの中には、同一の商品であるにもかかわらず自社で販売する場合よりも著しく高い金額を上乗せして掲載するケースもあり、このような場合には、せっかくサイトに情報を掲載しても、かえって観光施設等事業者が不利益を被ることにな

ります。

そこで、本事業においては、支援対象となるサイトの要件を設けており（申請要領参照）、本事業による支援を希望する観光施設等事業者は、要件に合致するサイトを選定いただくこととなります。

こうした要件に合致しないサイトへの掲載を希望する場合には、本事業の支援を受けることができません。

Q1-12 自社サイトを新たに構築し（又は既にある自社サイトを改修し）、サイト上で新たに予約を受けられるようにしたいと思えます。本事業の支援対象になりますか。

⇒ 本事業は、既存の海外予約サイトに観光施設等の情報を掲載することを支援するものです。従いまして、新たに自社サイトを構築し又は既存の自社サイトを改修の上当該サイト上で予約を受け付けることができるようになったとしても、本事業の支援を受けることはできません。

2. 支援対象施設について

Q2-1 どのような施設が対象ですか。

⇒ 県内に店舗又は施設が所在する観光施設等を経営する民間事業者（観光事業者、飲食店営業者）が対象となります。個人事業者も支援対象です。「観光事業者」については、見学、拝観、体験等を目的とした観光客の受け入れを行う事業者のことで、「飲食店営業者」については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の許可を受けた事業者及び受ける見込みのある事業者が対象です。

Q2-2 対象とならない施設はありますか。

⇒ 次の（1）から（5）に該当する施設・事業者は対象となりません。

（1） 国、法人税法別表第一に規定する公共法人

（2） 政治団体

（3） 宗教上の組織若しくは団体

※ ただし、食品衛生法に基づく許可を受けて飲食業を営む施設は、当該事業部分に限る部分について申請可

（4） 旅館業法第3条第1項の許可を受けた宿泊施設

（5） （1）から（4）に掲げる者のほか、本補助金の趣旨・目的に照らして適当でないと判断される施設

Q2-3 社団法人、財団法人、NPO法人等も対象者ですか。

⇒ 対象施設に該当すれば申請できます。

Q2-4 東京の本社がまとめて県内の店舗・施設分の申請をすることはできますか。

⇒ 対象になります。営業許可証、履歴事項全部証明書、事業の開業・廃業届出書その他対象施設を営んでいることが確認できる資料を提出してください。

Q2-5 対象施設ではない「法人税法別表第一に規定する公共法人」とはどのような施設ですか。

⇒ 以下の公共法人が事業を行っている場合は、支援金の対象になりません。

国立大学法人、社会保険診療報酬支払基金、大学共同利用機関法人、地方公共団体、地方住宅供給公社、地方道路公社、地方独立行政法人、独立行政法人（資本金・出資額の全部が国若しくは地方公共団体の所有に属しているもの又はこれに類する者）、土地開発公社、土地改良区、土地区画整理組合、日本下水道事業団、日本年金機構 等

Q2-6 対象施設でない「宗教上の組織若しくは団体」ですが、寺院等に併設する飲食店（カフェなど）は対象ですか。

⇒ 飲食業の営業許可を受けている場合には、対象とすることができます。

Q2-7 県（又は市町村）から指定管理を受けていますが、支援対象になりますか。

⇒ 指定管理により営業している場合には、委託元の県又は市町村が直接サイト掲載・機器等の調達を行う場合や、初期費用支援補助金分を委託料から差し引く場合がありますので、事前に委託元の担当課と相談してください（事務局から確認する場合があります）。

Q2-8 宿泊施設内のテナントは支援対象となりますか。

⇒ 旅館業法第3条第1項に規定する許可を受けた宿泊事業者とは別個独立に観光施設等を営業していることが認められれば、対象とすることができます。

Q2-9 近日中に閉店（営業を終了）する予定です。それまでに海外予約サイトへの掲載を行う場合も支援対象になりますか。

⇒ 本事業の趣旨は、観光施設等事業者が海外予約サイトを通じて直接インバウンド観光客からの予約を受けられるようになることにより、県内観光消費額の拡大を図る点にあります。したがって、施設の閉店や営業の終了が予定されている場合には、このような県内観光消費額の拡大効果が期待できないこととなることから、本事業の対象とすることはできません。

Q2-10 なぜ宿泊施設は支援対象ではないのですか。

⇒ 宿泊施設につきましては、

- ① 既に相当程度の施設において、海外予約サイトに掲載されていること
- ② 令和4年度まで「やまなしグリーン・ゾーン認証宿泊施設高付加価値化支援事業」において、キャッシュレス決済も対象とした上で支援を継続してきたことを理由に、今回支援対象とすることを見合わせました。

Q2-11 県内に複数の店舗（施設）を展開している事業者ですが、支援の申込みは店舗（施

設) ごとに行う必要がありますか。また、補助金の上限額は1施設20万円になりますか。

⇒ 「観光施設外国人向け予約サイト情報掲載支援事業支援申込書」は、事業者ごと複数の施設をまとめて記入することができます(不足する記入欄は適宜追加してください)。他方、初期費用の補助金は1事業者当たり20万円が上限となります。

3. 仲介事業者の認定について

Q3-1 仲介事業者として認定を受けると、どのようなことができますか。

⇒ 仲介事業者として認定されると、観光施設等事業者・事務局と海外予約サイト運営事業者との間に立ち、観光施設外国人向け予約サイト情報掲載支援事業仲介事業者認定要領第1第2項各号に掲げる業務を行っていただくこととなります。

また、観光施設等事業者が認定仲介事業者を利用することを選択した場合に、認定仲介事業者の利用に係る初期費用は、海外予約サイトに係る初期費用と同様、補助金の対象とすることができます。

Q3-2 個人事業者でも認定の申請を行うことはできますか。

⇒ できます。ただし、認定仲介事業者として観光施設外国人向け予約サイト情報掲載支援事業仲介事業者認定要領第1第2項各号に掲げる業務を適切に遂行することが求められます。このことを確認するため、申請の際に事務局から追加の資料提出やヒアリングなどを求められる場合がありますので、あらかじめ御承知おきください。

Q3-3 日本国外の企業でも認定の申請を行うことはできますか。

⇒ できます。ただし、事務局あての申請・報告書類を日本語で作成できること、観光施設等事業者への対応を日本語で行うことができることが必要になります。

Q3-4 認定を受けるための基準などはありますか。

⇒ 観光施設外国人向け予約サイト情報掲載支援事業仲介事業者認定要領第3条第2項に掲げる事由に該当しないか、同容量第1第2項各号に掲げる業務を適切に遂行することができるか、の観点から審査を行います。

Q3-5 観光施設外国人向け予約サイト情報掲載支援事業仲介事業者認定要領(以下、「要領」という。)第1第2項第9号に掲げる「その他本事業の目的を達成するために必要な業務」とは、どのようなものですか。

⇒ たとえば、観光施設等事業者から海外予約サイトへの掲載を機として、一層効率的に予約を受けるための相談に応じるなどの業務が考えられます。本事業の目的を達成する水準を超え、より大きな効果をもたらす独自の提案がある場合には、「観光施設外国人向け予約サイト情報掲載支援事業仲介事業者認定申請書」にその旨記載してください。

Q3-6 認定取消事由となる「認定仲介事業者が（要領）第1第2項各号に掲げる業務を適切に実施することが困難になったと認められるとき」（要領第5第2項第2号）とは、どのようなものですか。

⇒ たとえば、認定仲介事業者の営む事業が公序良俗に反している場合、認定仲介事業者の責めに帰する事由により観光施設等事業者が損害を受けた場合などが考えられます。

Q3-7 認定仲介事業者としての業務終了後にすべきことはありますか。

⇒ 「観光施設外国人向け予約サイト情報掲載支援事業仲介事業者業務完了届」を事務局あて提出してください。

4. 初期費用支援（補助）について

Q4-1 補助対象となる初期費用には、どのようなものがありますか。

⇒ 主に海外予約サイト運営事業者に登録（契約）する際に必要となる「初回登録料」等を想定しております。サイト等によっては、「初回登録料」等が無料の場合もありますので、事前に運営事業者を確認してください。

また、認定仲介事業者を利用する場合には、認定仲介事業者に係る「初回登録料」等も補助対象となります。

併せて、海外予約サイト等への掲載に際し、キャッシュレス決済環境を整備する必要があると認められる場合には、キャッシュレス決済環境の整備に必要な経費も補助対象となります。

Q4-2 認定仲介事業者を利用しない場合にも、初期費用の補助を受けることはできますか。

⇒ できます。ただし、海外予約サイトへの掲載を行うことが要件となりますので、必ず事前に「観光施設外国人向け予約サイト情報掲載支援事業支援申込書」を事務局あて提出してください。

Q4-3 補助金の上限額は20万円（40万円の経費に対して）とのことですが、認定仲介事業者を利用するため、上限額を40万円（80万円の経費に対して）に引き上げてもらえますか。

⇒ 認定仲介事業者を利用するため、別途認定仲介事業者に対して負担する初期費用（初回登録料など）についても、初期費用補助の対象となります。しかし、上限額については、認定仲介事業者の利用の有無にかかわらず、20万円（40万円の経費に対して）となります。

Q4-4 既に支払い済みの経費があります。補助対象に含まれますか。

⇒ 含まれません。

Q4-5 補助対象となる「キャッシュレス決済」には、どのようなものがありますか。

⇒ キャッシュレス決済端末（ソフトウェア含む）、決済端末と接続して利用する汎用端末（バーコードリーダー等）、据付・配線等を想定しております。

Q4-6 過去に「新しい生活様式推進機器購入等支援事業」、「やまなしグリーン・ゾーン認証取得促進機器購入等支援事業」、「やまなしインバウンド受入環境整備支援事業」を活用し、キャッシュレス決済を導入しました。今回機器・設備を更に拡充しようと考えていますが、補助対象となりますか。

⇒ 海外予約サイト等への掲載に伴い、新たに機器・設備を整備する必要があると認められる限りにおいて、対象になります。

Q4-7 キャッシュレス決済端末のリース料は対象ですか。

⇒ 対象になりません。

Q4-8 キャッシュレス決済機器を置くための台は対象になりますか。

⇒ 対象機器を設置するために必要となる場合は対象となります。

Q4-9 キャッシュレス決済機器のメーカーや型番等に指定・制限などはありますか。

⇒ 指定・制限はありません。

Q4-10 海外予約サイトへの掲載は行うつもりはありませんが、その場合にもキャッシュレス決済の補助を受けることはできますか。

⇒ 本事業は、あくまで海外予約サイトに観光施設等の情報を掲載することにより、当該観光施設等が直接インバウンド観光客からの予約を受けられるようにすることを主目的としております。キャッシュレス決済の補助については、海外予約サイトへの掲載を前提に、なおキャッシュレス決済環境を整備する必要があると認められる場合に補助を行うものです。したがって、サイト掲載を行うことなく、キャッシュレス決済の補助のみを利用することはできません。

Q4-11 キャッシュレス決済機器・設備を設置しているスペースに熱がこもるため、エアコンを設置したいと思います。対象になりますか。

⇒ 対象になりません。

Q4-12 補助対象経費に消費税は含まれますか。含まれない場合、その理由は何ですか。

⇒ 消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）は対象外ですので、申請額は消費税を除いた額としてください。

消費税については「仕入税額控除制度」があるため、各事業者は、売上げに係る消費税から、仕入れに係る消費税を控除した上で消費税を申告、納付します。仮に、仕入れに係る消費税相当額分についても、補助金等が交付された場合、控除される税分の補

助金等が事業者の手元に残ってしまいます。このようなことは補助制度上適切ではないという考えから、補助金によっては、この手元に残る補助金について返還手続きを設けているものもあります。

本補助金についても、同様に消費税相当額を補助対象とした上で、返還手続きを設けることも考えられましたが、返還すべき額を算定するなど手続きが煩雑になり申請者の方々の負担が大きくなってしまふことから、消費税相当額については補助対象外としております。

Q4-13 初回登録（契約）時に、1年分の年会費の前払いを求められました。初期費用補助の対象になりますか。

⇒ 初期費用には該当しないため、対象になりません。

5. 申請方法・提出書類・取組みの実施について

Q5-1 申請から補助金交付（支払い）までの流れを教えてください。

⇒ 本事業のおおまかな流れは次に示すとおりです。初期費用支援補助金の申請（兼実績報告）に先だって、本事業の支援の申込を事前に行う必要があります（サイト掲載を行わず、キャッシュレス決済の補助のみを利用することはできません。）。

今までの支援金	今回の補助金
交付申請 (申請者→事務局)	①支援申込 (申請者→事務局)
	①交付申請兼実績報告 (申請者→事務局(県))
	②交付決定通知兼額の確定通知 (県(事務局)→申請者)
支援金の支払い (事務局→申請者)	③補助金の支払い (県→申請者)

Q5-2 申請書類はどこで手に入りますか。また、提出先はどこですか。

⇒ 県のホームページからダウンロード又は事務局にお問い合わせいただき、添付書類とともに事務局へ提出してください。

(事務局)

〒400-0031 甲府市丸の内2-16-4 丸栄ビル4F

観光施設外国人向け予約サイト情報掲載支援事業事務局

電話：055-287-8030 メールアドレス yamanashi7st@gmail.com

※ 封書の裏面には必ず差出人の住所及び氏名をご記載ください。なお、文字の判別が困難になるおそれがあるため、FAXによる提出は受付不可とさせていただきます。

Q5-3 申請期限はいつまでですか。

⇒ 「観光施設外国人向け予約サイト情報掲載支援事業支援申込書」を令和6年2月20日までに事務局あて提出してください。初期費用の補助金を受ける場合には、別途交付申請書兼実績報告書を令和6年3月11日までに事務局あて提出してください。

なお、支払い（クレジットカード払いの場合は口座からの引落し）については、令和6年3月11日までに完了させてください。令和6年3月12日以降に支払われた（クレジットカード払いの場合は口座からの引落としが行われた）経費については、補助対象外となります。

Q5-4 早く申請した方がよいですか。

⇒ 十分な予算を確保しておりますが、申請の状況等によっては、令和6年3月11日を待たずに受付を終了する場合があります。

Q5-5 申請から支払いまでどのくらいの期間かかりますか。

⇒ 「交付申請書兼実績報告書」を提出いただいた後、審査の上補助対象として適当と認められる場合に「交付決定通知書兼額の確定通知書」が交付されるというプロセスとなるため、その分お時間をいただくこととなります。御了承ください。

なお、書類の審査状況により支払いが前後する場合がありますので、併せて御承知おきください。

Q5-6 （キャッシュレス決済機器・設備）配送費・取付費は対象ですか。

⇒ 対象です。対象となる機器等の購入・設置のために要した経費であることが分かる見積書、領収書（レシート）等の添付をお願いいたします。

Q5-7 （キャッシュレス決済機器・設備）フリーマーケットやオークションで購入した物品は対象ですか。

⇒ 転売目的の可能性が排除できないため、対象となりません。同様に、対象機器等の販売等を業として行っていない個人からの購入についても対象外とします。

Q5-8 インターネットでの取引も対象になりますか。

⇒ 対象です。明細書など支払額・購入日がわかる書類を添付してください。なお、支払いをクレジットカードで行う場合は、令和6年3月11日までに引落としが確認できる場合のみ対象です。交付申請書兼実績報告書には購入申込画面の写し等（商品番号、型番、数量、単価、金額などの記載があるもの）、請求書等を添付してください。

Q5-9 海外の事業者と取引する場合も対象となりますか。

⇒ 対象となりますが、海外から調達等を行う理由、海外調達先事業者の概要（本店所在地、主な業務内容等、調達先が個人である場合は事業を営む個人であること）、調達品目・型番・単価・数量・購入額、日本における輸入代理事業者がある場合には当該代理事業者、消費税課税の有無、消費税非課税の場合はその理由等が分かる資料を添付してください。

併せて、交付決定額、補助金確定額ともに日本円で通知することとなりますので、上記購入額を日本円で換算する際の為替レート、為替レートの基準日、当該基準日を採用

用する理由を説明した資料も必要となります。

Q5-10 機器・設備等をリースで整備する場合のリース料・レンタル料は対象ですか。

⇒ 対象になりません。

Q5-11 月々の保守点検料、利用手数料、成約手数料などのランニングコストは対象ですか。

⇒ 保守点検料などのランニングコストは対象になりません。

Q5-12 令和5年12月28日に登録（契約）又は納品になり、支払いは令和6年1月12日に行いました。対象ですか。

⇒ 対象になりません。令和6年1月11日以降に発注等された経費を対象とします。

Q5-13 令和6年3月1日に登録（契約）又は納品になり、支払いは令和6年3月12日に行いました。対象ですか。

⇒ 対象になりません。令和6年3月11日までに、支払い（クレジットカード払いの場合は口座からの引落とし）まで完了させてください。

Q5-14 領収書等は原本が必要ですか。

⇒ 原本は手元に残していただき、写しを提出してください。

Q5-15 手元にある領収書では消費税額が確認できませんが、有効ですか。

⇒ 購入等の金額が税込か税別のいずれかが分かる領収書、レシート等を御提出ください。なお、税込・税別のいずれかが判別できない場合は、補助対象から除外させていただく場合があります。

Q5-16 クレジットカードで支払ったため、領収書やレシートがありませんが、どのようにすれば良いですか。

⇒ カード明細及び対象期間内の引落としが確認できる部分の通帳の写しなど、当該経費の支払額・購入日・引き落とし日が分かるものを提出してください。具体的には、クレジットカード購入に係る請求書（購入品目・単価・数量・購入金額が分かるもの）とともに、クレジットカード支払い金額が引き落とされたことが分かる書類（通帳の写しなど）、クレジットカード引き落とし金額の明細内訳（上記の引き落とされた金額の購入品目・単価・数量・購入金額が分かるもの）、などです。

Q5-17 領収書、レシート等を紛失してしまいましたが、申請できますか。

⇒ 支払い及び購入日が確認できない場合は対象となりません。領収書等の再発行や電子支払履歴の写しなどにより提出をお願いします。

Q5-18 営業許可証を紛失してしまいましたけどどうすれば良いですか。

⇒ 保健所へお問い合わせいただき、再発行できるか相談してください。

Q5-19 クレジットカードで支払った場合、支払の確認はいつの時点ですか。

⇒ クレジットカードによる支払いは、期限内に引落しが完了していることの確認ができる場合のみ対象です。納品やカード利用が期限（令和6年3月11日）内でも、口座からの引落しが令和6年3月12日以降であれば、対象外となります。分割払いにより、申請までに支払が完了せず、所有権が施設に帰属しない場合も対象外です。リボルビング払いの購入も、申請期限までに当該代金の支払いが完済し、かつ、第三者による証明がなされない限り対象外です。

Q5-20 クレジットカードで従業員が支払った場合、対象になりますか。

⇒ 施設名（法人名、代表者名）がある領収書等が対象となります。

Q5-21 カードのポイントや商品券で支払った場合、対象になりますか。

⇒ 支払いは、法定通貨で行ってください。仮想通貨・クーポン・（クレジットカード会社等から付与された）特典ポイント・金券・商品券（プレミアム付き商品券を含む）の利用等は対象となりません。

Q5-22 請求書、領収書やレシートに一式としか記載されておらず内訳がわからない場合でも申請可能ですか。

⇒ 内容を確認する必要があるため、別に内訳書等を添付してください。

Q5-23 納品書、請求書、領収書とも、税込金額の記載しかありません。税抜価格をどのように計算すれば良いですか。

⇒ 一つ一つの費目ごとに消費税分を割り落とし（10%の場合は $\div 1.1$ 、8%の場合は $\div 1.08$ ）、算出された本体価格を合計した金額を、補助対象経費としてください。割り落とす際に生じる小数点以下の端数については、その都度切り捨ててください（下記Q5-24参照。四捨五入しないでください）。

Q5-24 複数の備品を購入しましたが、いずれも税抜価格の算定をすると割り切れなくなってしまいます。小数点以下の端数はどのように処理すれば良いですか。

⇒ 割り落とす（上記Q5-23参照）際に生じる小数点以下の端数については、その都度切り捨ててください（四捨五入しないでください）。

具体的には、次の例にならってください。

【補助対象経費算出例】						
	品目	税込価格	税率	算出方法	税抜価格	備考
1	備品A	100,000	8%	(÷1.08)	92,592	小数点以下切捨て (四捨五入しない)
2	備品B	200,000	10%	(÷1.1)	181,818	小数点以下切捨て
補助対象経費 計					274,410	

Q5-25 代金に振込手数料（代引手数料）が含まれていました。対象経費をどのように算定すれば良いですか。

⇒ 振込手数料及び代引手数料は補助対象外です。購入等金額に振込手数料等が含まれている場合には、差し引いて補助対象経費を算出してください。

【振込手数料控除算出例 1】			
	備品A	100,000	税込 (8%)
	備品B	200,000	税込 (10%)
	振込手数料	770	
	購入額 計	300,770	
	除振込手数料	300,000	
	∴ 補助対象経費	274,410	税抜価格

【振込手数料控除算出例 2】			
	備品	100,000	税込 (10%)
	うち振込手数料	770	上記100,000円に含まれる
	購入額 計	100,000	
	除振込手数料	99,230	
	∴ 補助対象経費	90,209	税抜価格

※代引手数料の場合は、上記の「振込手数料」を「代引手数料」に読み替えます。

Q5-26 補助対象としたキャッシュレス決済機器・設備等を廃棄し、又は譲渡したい場合、何か制限がありますか。

⇒ 本補助金を受けた観光施設等事業者は、本補助金により購入した物品、改修した設備等については、「補助金交付決定通知書兼額の確定通知書」(様式第2号)に記載されている財産処分制限期間内は、知事の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することはできません。このような場合については、「財産処分承認申請書」(様式第3号)により、事前に知事の承認を受ける必要があります。

上記の知事の承認を受けることなく、本補助金により購入した物品、改修した設備等を、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合があるほか、既に交付済みの補助金がある場合には、期限を定めてその返還を命ずることがあります。

Q5-27 実際にサイトや機器等を利用しているか、立入調査などはありますか。

⇒ 取組状況、補助金の収支、関係書類等について、立入調査を行う場合があるほか、本補助金が国庫支出金を財源としていることから、会計検査院の検査対象となる場合もあります。